

「全国市長会」 学校災害補償保険の概要

町田市教育委員会
2023年1月改訂

町田市教育委員会では、小・中学校の子どもたちの学校管理下での負傷等に対する医療費等が支給されるよう独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。さらに保護者の皆様の負担を減らすため、日本スポーツ振興センターの上乗せの保険となる「全国市長会」学校災害補償保険に加入しています。

学校災害補償保険は、全国市長会が保険契約者となり、加入を希望する市をとりまとめ一括して保険会社と契約を結び、市が掛金を負担し、全員の加入手続きをしています。

なお、これは概要をお知らせするチラシです。すべての保険内容が掲載されているわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

◎補償保険の対象となる災害

学校の管理下(日本スポーツ振興センターの規定に準拠)にある者(児童生徒の他、第三者を含む)について急激かつ偶然な外来の事故により死亡や傷害の事故が発生した場合において、保険金が支払われます。補償保険金は日本スポーツ振興センターの給付金と併給されます。

※第三者は保護者や住民等をいいます。

◎日本スポーツ振興センターとの違い

日本スポーツ振興センターの場合は、医療費が5000円(500点)以上のものが対象ですが、学校災害補償保険は、医療費の額にかかわらず事故の日から180日以内の入院(1日以上のもの)が対象となります。

※通院のみでは対象となりません。

◎保険期間

毎年4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時までの1年間です。年度ごとに契約の更新を行うため、事故の発生した年度の契約内容に基づいた補償となります。(今後、契約内容の変更があった場合下記の保険金額が変更となる場合があります。)

◎補償保険の保険金額

(1)死亡補償保険金額 100万円

事故の日から180日以内に死亡した場合、保険金額の全額が支払われます。

(2)後遺障害補償保険金額 4～100万円

事故の日から180日以内に後遺障害を生じた場合、その程度により死亡補償保険金額の4～100%の保険金額が支払われます。

(3)入院補償保険金額

入院日数に応じて1～5万円が支払われます。(事故の日から180日を経過するまでの間に入院)

<入院補償保険金の保険金額>

入院補償保険金	
入院日数	保険金額
1日～15日	10,000円
16日～30日	20,000円
31日～60日	30,000円
61日～90日	40,000円
91日以上	50,000円

※事故発生から180日以内に入院した日数が対象となります。

※保険金額は1日あたりの額ではありません。(例:入院日数が1日の場合でも15日の場合でも支払われる保険金額は10,000円です。)

※原因事故が複数ある場合でも同一日の入院はいずれかの事故の入院日数として計算します。(同じ日について重複支払はありません)

◎補償保険の対象とならない場合

故意・病気・地震・変乱暴動などによる事故は対象になりません。
また、継続的に負荷がかかり発症した傷病は対象になりません。

◎学童保育に通っている児童

学校から学童まで、学童から自宅までは対象になりますが、保育中は対象外です。

◎要保護世帯・マル子・マル親・自由診療の場合

対象となります。

◎保険金の請求と支払

学校管理下の事故で入院したときは学校に申し出てください。学校から必要書類をお渡します。
記入していただく書類は以下の3点です。

「保険金請求書」・「入院通院申告書」・「同意書」

「入院通院申告書」には入院日・医療機関名等の記入が必要になります。

入院が終了後(または事故から180日経過後)にご記入のうえ、学校へ提出してください。

※書類の提出によって保険金の支払が確定するということではありません。

※保険会社から、医師の診断書の提出を求められる場合があります。(その際の文書料は保護者負担となります)

※保険金の支払は「保険金請求書」に記入していただいた口座に損害保険ジャパン株式会社から

振込となります。書類の提出から保険金支払まで3ヶ月程度期間をいただきます。